

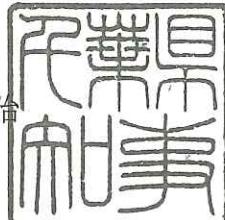
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都北区岩渕町39番28号

氏 名 三伸運輸 株式会社
代表取締役 高橋 雄太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

千葉県知事 鈴木 栄治



許可の年月日 令和2年4月1日

許可の有効年月日 令和7年3月31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む），イ 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む），ウ 廃油，エ 廃酸（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む），オ 廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む），カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く），キ 紙くず，ク 木くず，ケ 繊維くず，コ 動植物性残さ，サ ゴムくず，シ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く），ス ガラスクず，コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く），セ 鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む），ゾ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む），タ ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

な し

3. 許可の更新又は変更の状況

平成22年2月25日 新規許可

令和2年4月1日 更新・変更許可（2品目の追加、限定の解除）

複製厳禁

許可番号 第01200025775号

4. 積替え許可の有無 奈・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 奈・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
災害特措法に基づき更新前許可の有効年月日は令和2年3月31日。

複製厳禁